



令和3年8月23日

香川労働局長

松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日貴職から、8月5日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合及び香川連帯ユニオンからの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。